

長崎市発注の営繕工事における週休2日工事実施要領

(目的)

第1条 この要領は、適正な工期の設定及び工事費の補正を行うことにより、建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保及び就労環境の改善を図るため、本市発注の営繕工事における週休2日の確保に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと発注者が認める状態をいう。
- (2) 対象期間 受注者が、工事施工範囲内で作業に着手した日から工事が完成した日までをいう。ただし、受注者が取得する年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）並びに工場製作のみを実施する期間、及び工事全体を一時中止している期間は含まない。
- (3) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検その他の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所を閉所することをいう。
- (4) 現場休息 分離発注工事の場合において、各発注工事単位で、1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- (5) 月単位の週休2日以上 対象期間内の全ての月毎に現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。この場合において、現場休息の日数には降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日を含めた現場閉所の日数を含めるものとし、暦上の土曜日及び日曜日の閉所で28.5%に満たない月がある場合

は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に月単位の週休2日以上を達成しているものとみなすものとする。

- (6) 完全週休2日（土日）以上 対象期間内の全ての週において、土曜日及び日曜日に現場閉所（現場休息）されている状態をいう。この場合において、受注者の責によらず悪天候の影響等により、やむを得ず平日に現場閉所（現場休息）し、土曜日又は日曜日に現場作業を行わなければならない場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所（現場休息）日に指定するものとする。土曜日又は日曜日に代わる現場閉所（現場休息）日の指定にあたっては、「月曜日から日曜日まで」を1週間と定義し、当該曜日に代わる現場閉所（現場休息）日を同一の週内で指定した上で、指定された現場閉所（現場休息）日を含め1週間に2日間以上の現場閉所（現場休息）を行っている場合に、完全週休2日（土日）を達成しているものとみなす。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

（対象工事）

第3条 週休2日を確保する工事の対象（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 特に緊急を要する工事
- (2) 工期に制約がある工事
- (3) 対象期間が7日未満である工事

（休日の取扱い）

第4条 受注者は、休日の取扱いに当たっては、労働基準法（昭和22年

法律49号)第35条の休日の規定を遵守しなければならない。ただし、受注者の責によらない理由により、現場閉所(現場休息)予定日に作業を行ったときは、当該予定日は、休日として取扱うものとする。

(受注者の取組み)

第5条 受注者は対象工事において週休2日を実施するに当たり、次の取組みを行うものとする。

- (1) 契約の締結日から総合施工計画書を提出する日までの間に、工事打合せ簿により監督職員(長崎市契約規則(昭和39年長崎市規則第26号)第40条第1項に規定する「監督職員」をいう。以下同じ。)と完全週休2日(土日)以上の実施について協議すること。
- (2) 週休2日を確保するため、休暇取得計画・実施表(以下「休暇取得表」という。)を作成し、総合施工計画書に添えて発注者に提出すること。
- (3) 工程管理に係る資料に添えて休暇取得表を毎月10日までに監督職員に提出し、確認を受けること。
- (4) 工事区域の公衆の見やすい場所に、当該工事において週休2日を確保している旨を工事看板等により掲示すること。
- (5) 工事完成後、週休2日の実施の有無にかかわらず、発注者が実施する実態調査に協力すること。

(発注者の確認)

第6条 発注者は、前条第2号及び第3号の規定により受注者から提出された休暇取得表の妥当性を確認するとともに、出勤簿、出面表その他の出勤状況を確認できる資料により現場閉所(現場休息)の実施状況を確認するものとする。

2 発注者は、対象期間の設定において、工事に着手した日及び必要に応

じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議し、決定するものとする。

- 3 発注者は、対象工事において、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、休暇取得表を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行うものとする。

(工事費の補正)

第7条 発注者は、対象工事を発注する際の予定価格の積算に当たり、別表に掲げる補正係数及び「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法の等運用について(改定)」(国営積第7号令和7年3月25日付け大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長通達)に定める補正係数をそれぞれの経費に乗じて算出するものとする。この場合において当該経費に乗じる補正係数は、原則として月単位の週休2日以上に掲げるものを使用するものとする。ただし、とりこわし工事及び撤去工事(設備工事を含む。)の場合は、「表A-2 建築工事の補正率」における仮設工事を準用する。

- 2 発注者は、前条の規定により現場閉所(現場休息)の実施状況を確認し、受注者が月単位の週休2日以上現場閉所を行っていないと認められる場合には、前項の予定価格の積算に使用した補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更することができるものとする。ただし、第5条第1号の協議により完全週休2日(土日)以上の現場閉所を認められた場合において、実績が完全週休2日(土日)以上を達成している場合は、完全週休2日(土日)以上の補正係数に変更するものとする。

(工期の確保)

第8条 発注者は、対象工事の発注に当たっては、週休2日の確保により全体工期に支障が無いよう適正な工期を設定するものとする。

(対象工事である旨の明示)

第9条 発注者は、対象工事の施行に際し、週休2日を確保する工事であることを当該対象工事の現場説明書に明示するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、週休2日の確保に関し必要な事項は、受注者及び発注者の協議により定めることができる。

附 則

この要領は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、令和7年8月1日以後の起工に係る工事について適用し、同日前の起工に係る工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月13日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、令和8年4月13日以後の起工に係る工事について適用し、同日前の起工に係る工事については、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

休暇の取得状況	労務費	現場管理費
完全週休2日（土日）以上	1. 0 2	1. 0 1
月単位の週休2日以上	1. 0 2	—